社会福祉法人愛光園行動計画報告書

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮するため、別記：「社会福祉法人愛光園行動計画」を策定した。そのことにより、下記の内容について報告する。

年間の年次有給休暇取得率の平均日数の把握

① 令和５年７月１日～令和６年６月３０日
年次有給休暇取得日数：平均１６．６日

② 令和６年７月１日～令和７年６月３０日
年次有給休暇取得日数：平均１４．０日

③ 令和７年７月１日～令和８年６月３０日
年次有給休暇取得日数：平均１４．０日

別記：「社会福祉法人愛光園行動計画」

１．計画期間　令和５年７月１日から令和８年６月３０日までの３年間

２．計画内容　①「年次有給休暇の取得日数を１人当たり平均年間 10 日以上とする。」

＜対策＞

・令和５年７月～９月
事業所別・個人別の取得率の把握

・令和５年１０月～
問題点の検討

・令和５年１２月～
対策を踏まえた習得促進の為の職員へお促し事業所別・個人別の取得率の把握

②「毎年、法人の両立支援制度の利用状況、両立支援のための取組の成果等を把握し、改善点がないか検討する。

＜対策＞

・各年７月
制度の利用状況を事業所別・個人別、取組の成果について現状を把握

・各年８月
問題点の検討
（問題点が出た場合は事業所別・個人別に改善を検討する）